

税務情報

国税庁 – 所得合算ルールに係る Q&A の公表

2023 年度税制改正では、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて合意された第 2 の柱に係るグローバル・ミニマム課税に対応するため、所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（以下、日本版 IIR）等が創設されました。

国税庁は 12 月 25 日、日本版 IIR が 2024 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税から適用されることを踏まえ、日本版 IIR に係る疑問点等について税務上の取扱いを取りまとめた以下の Q&A を公表しました。

■ [各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A（令和 5 年 12 月）](#)

この Q&A（全 74 ページ）では、日本版 IIR の規定を説明したうえで、以下の項目に関する取扱いを全 20 問（15 項目）の Q&A を用いて解説しています。

- I 企業グループ等について
- II 特定多国籍企業グループ等について
- III 所有持分について
- IV 個別計算所得等の金額の計算について
- V 調整後対象租税額について
- VI 国際最低課税額について
- VII 移行期間 CbCR セーフ・ハーバーについて

たとえば、「II 特定多国籍企業グループ等について」における Q2 では、特定多国籍企業グループ等の判定（7 億 5,000 万ユーロ）のほか、適用免除基準の判定（1,000 万ユーロ、100 万ユーロ）等に用いる、欧州中央銀行により公表された外国為替の売買相場の確認方法が示されています。

また、「VII 移行期間 CbCR セーフ・ハーバーについて」における Q15（1）では、国別報告事項の意義について以下のように解説しています。

- 移行期間 CbCR セーフ・ハーバーにおいても、構成会社等の財務諸表（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って作成されたものに限る。）又は最終親会社等の連結パッケージのデータを用いて作成された国別報告

事項を用いることができる。

- しかしながら、基本的に、内部管理会計のデータを用いて作成された国別報告事項を移行期間 **CbCR** セーフ・ハーバーで用いることはできない。
- ただし、重要性の原則により連結の範囲から除かれる会社等においては、企業集団の計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載されないことから、内部管理会計のデータを用いて作成された国別報告事項を移行期間**CbCR** セーフ・ハーバーで用いることができる。
- また、恒久的施設等においても、必ずしも財務諸表が作成されているとは限らないことから、財務諸表を使用できない場合には、同様に内部管理会計のデータを用いて作成された国別報告事項を移行期間 **CbCR** セーフ・ハーバーで用いることができる。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.